

税証明書等の様式変更について

姫路市契約課

姫路市の税システムの標準化に伴い、令和7年10月14日から、税証明書等の様式が変更になります。

同年10月14日以降に税証明書の発行を受ける場合は、姫路市業者登録申請要領にある「(姫路市)市税納税証明書」は「滞納無証明書」に読み替え、**「滞納無証明書」の発行を受けてください。**

同年12月1日からの登録を希望する場合で、同年9月1日～10月13日の間に既に(姫路市)市税納税証明書の発行を受けている場合は、改めて滞納無証明書を取得していただく必要はありません。

様式変更に伴い、**新規登録業者**で、**準市内業者**に該当する場合は、滞納無証明書に加え、以下の税目の納税証明書を提出していただく必要があります。

法人の場合：法人市民税の納税証明書

個人の場合：市県民税（普通徴収）又は固定資産税の納税証明書

	法人	個人
市内業者	主たる営業機能を有する本店が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者	住所及び主たる事業所が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
準市内業者	姫路市内に営業機能を有する支店、営業所等があり、かつ 法人市民税 を納付し、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者	姫路市内に事業所があり、 市県民税（普通徴収）、固定資産税のいずれかの市税 が課されている者であって、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
市外業者	市内業者、準市内業者以外の全ての者	